

別添2

採取計画認可申請書添付書類の作成要領

1 添付書類作成に関する一般的な注意事項

- (1) 添付書類の作成に当たっては、「採石技術指導基準書（平成15年版）」（経済産業省資源エネルギー庁）に適合すること。
- (2) 別表第2号に掲げる採取計画認可申請書添付書類一覧表の順に書類を添付すること。
- (3) 必要書類が添付されていることを確認（「有」欄に○印を付すこと）した、別表第2号に掲げる採取計画認可申請書添付書類一覧表を添付すること。
- (4) 別表第2号に掲げる書面には、その名称を表示するほか、その余白に該当号数（当該書類が複数の場合には枝番を付すること。）申請者名、測量者名及び測量年月日を記載すること。
- (5) 別表第2号の6に規定する「岩石採取場を管理する事務所及び業務管理者に関する調書」は様式第20号によること。
- (6) 申請書に添付する書類等は、書面はA4又はA3とすること。
- (7) 添付書類はファイル式（2穴式）とし、書類間の照合や複写のため取り出しを容易にできるようなサイズの統一や体裁に配慮すること。

2 採石法施行規則第8条の15第2項第1号から第10号に定める書面について

- (1) 岩石採取場の位置を示す地図
採取場の位置並びに採取場から国道及び県道までの岩石の搬出の経路を赤線で表示し、余白に採取場の所在地を記入すること。
なお、位置図は、国土地理院で発行している1/50,000地形図を用いて作成し、併せてA3縮小図を添付すること。
- (2) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
 - ① 縮尺は1/3,000～1/5,000の現況図を用いて作成すること。
併せてA3縮小図を添付すること。
 - ② 採取場については、採取計画区域を赤線で囲み、切羽の位置、製品及び廃土・廃石の堆積場、破碎選別施設、沈殿池、汚水処理施設並びに災害防止施設の設置場所を明記すること。
 - ③ 採取事業区域の外周から100m・200m・300mの区画線を記入するとともに、その範囲内に存する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等の位置を明示すること。
- (3) 採掘に係る土地の実測平面図
 - ① 縮尺は1/500～1/1,000とすること。
併せてA3縮小図を添付すること。
 - ② 縦横断測点及び測量の基準点の位置を明示すること。
 - ③ 採取計画区域を赤線で記入し、年次別の採取区域、切羽の位置、掘削の方向を明示するとともに、製品及び廃土・廃石の堆積場、破碎選別施設、沈殿池、汚水処理施設、火薬庫及び災害防止施設（土留施設等）の設置場所、並びに場内運搬路、雨水の流出方向及び排水路等土地利用について記入すること。
なお、保全区域及び採掘終了時における跡地の形状を必ず明示すること。
- (4) 採掘に係る土地の実測縦横断面図
 - ① 縮尺は1/500～1/1,000とすること。

- ② 土地の形状に応じて作図するとともに、図面には、現在の地盤高及び計画地盤高を記載し、採取区域を年次別に明示すること。
- (5) 採石業者の登録を受けていることを示す書面
行政庁の発行した登録証又は採石法第32条の3第2項の規定に基づく登録済通知書の写しを添付すること。
- (6) 岩石採取場を管理する事務所及び採石業務管理者に関する調書（様式第20号）
- ① 申請に係る採取場を管理する事務所、申請に係る採取場の業務管理者及び当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画に関する事項について記載すること。
- ② 申請に係る採取場を管理する事務所において、当該事務所に置く業務管理者が複数の場合は、すべての者の氏名を記載すること。
また、当該事務所が複数の採取場を管理する場合は、すべての採取場の所在地及び名称を記載すること。
- ③ 「採取場の管理機構」の記載については、各職長、各資格者を配置し、それら全体を採石業務管理者が統括するよう整理すること。
また、通常時及び緊急時の連絡体制について記載すること（別葉可。ただし、警察・消防・労基署及び当該採取場を管轄する地方振興事務所については必ず連絡体制に含まれることとし、電話番号も記載のこと）。
- ④ 「業務管理者の監督計画」の記載については、採石法施行規則8条の6に示す内容を満たし、かつ具体的な作業や対策を記載すること。
○計画の作成及び変更に参加すること。
○災害防止の監督を行うこと。
○災害防止教育計画の立案・実施・監督を行うこと。
○法定帳簿の記載をすること。
○災害発生においては、原因を調査し、対策を講ずること。
- (7) 岩石採取場で岩石の採取を行う権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- ① 自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る公図（地目、地番、所有者の住所、氏名を記載したもの）の写しに登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内 正本には原本）を添付すること。
- ② 他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、上記①の公図の写しに登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内 正本には原本）を添付するとともに、申請者と土地所有者、若しくは当該土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等との間で締結した当該土地において岩石を採取する旨を内容とする契約書又は同意書の写しを添付すること。
なお、「権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写し等をいう。
- ③ 公図の写しの縮尺は任意とするが、事業区域及びその周辺を含めたものとする。
併せてA3縮小図を添付すること。
- ④ 土地調査書（様式第21号）には、以下のことについて記載漏れ等ないよう留意すること。
○上記①及び②における当該土地を使用できる権利の有無及び種類並びに当該土地に関し第三者に対抗する権利の種類及び同意等の有無について記載すること。
○場外搬出路において私道を通行する場合には、その旨を区分及び備考欄に記載すること。

- 区分欄には、各地番に該当する「1 岩石採取場の区域」の採取場種別を全て記載すること。
- 農地転用許可又は非農地証明を受けた場合は、備考欄に転用許可日等を併せて記載すること。
- 抵当権等が設定されている場合は、備考欄に抵当権者名等及び同意年月日を併せて記載すること。

(8) 岩石の採取に伴う他の行政庁の許認可関係の書面

岩石の採取行為に関し、許可、認可その他の処分を行った行政庁が発行した証明書、許可証又は許可通知書等の写しを添付すること。

また、様式第19号の4(1)に注意事項等を記入すること。

なお、「許可等を受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写しをいい、当該申請に並行して行われている書面だけではなく、当初より受けた許認可等に係る全ての書面をいう。

(9) 搬出経路図

採石業者自身が岩石を搬出する場合のみならず、採石業者から岩石を購入する者又は運送業者が岩石を搬出する場合の岩石の搬出方法及び当該岩石採取場から公道に至るまでの岩石の搬出の経路を記載すること。

なお、岩石の搬出の方法とは、岩石を搬出する主体、岩石運搬車の種類、岩石運搬車の1日当たりの台数等をいう。

(10) 採取跡の措置を実施するための資金計画書

跡地の災害防止工事費用の内訳及び当該費用を確保するために必要な資金計画について記載すること。

自己資金については、残高証明書を添付すること。

3 採石法施行規則第8条の15第2項第11号に定める書面の記載について

(11) 採掘規格図

① 表土の処理、保全区域の処理、階段の幅・高さ、掘削面の傾斜及び採取順序等、岩石を採取する場合の採掘方法について記載するとともに、保全区域の処理、法面の勾配、小段の幅・高さ、跡地の緑化及び災害防止措置等、最終時の跡地の残壁処理について記載すること。

② 採取順序は上段から下段に下りていく上段採掘法とすること（すかし掘りの禁止）。

③ 土石及び汚濁水流出防止のため、各採取断面において、平場外周に防災小堤を掘り残す工程を示すこと。

(12) 発破規格図

さく孔長、さく孔径、装薬量、爆薬、電気雷管装薬量（1回当たり、1孔当たり）、発破係数、孔間隔、最小抵抗線及びベンチ高等、発破をかける場合の方法等について記載すること。

(13) 破碎選別機械の名称、能力及び台数を記入した一覧表

様式第19号に記載できない場合、破碎選別機械の名称、能力及び台数を記載すること。

(14) 破碎選別系統図

破碎選別の処理の系統を示すこと。

なお、実測平面図にも概略を記載すること。

(15) 採取量計算書

採取計画に定める認可期間内に採取する岩石の年次別採取量及び総採取量を計算すること。

なお、様式第19号の記載の数量と一致させること。

(16) 推定賦存量計算書

採掘区域内における岩石の賦存量について計算すること。

採掘区域内において認可申請期間を含めた全体の岩石採取事業計画がある場合は、全体の賦存量について計算すること。

(17) 廃土・廃石の発生量計算書

採取計画に定める認可期間内の廃土・廃石の発生量を計算すること。

なお、様式第19号の記載の数量と一致させること。

(18) 堆積場設計書

製品及び廃土・廃石を場内に堆積する場合の堆積場の設計書並びに図面を作成すること。

なお、実測平面図にも概略を記載すること。

(19) 土留め施設等の設計書及び図面

起砕岩石及び表土等が隣地に崩落する恐れのある箇所に設置する網、土えん堤、コンクリート擁壁及びその他の転落石防止施設の設計書並びに図面を作成すること。

なお、実測平面図にも概略を記載すること。

(20) 汚水・排水処理施設の設計書及び図面

汚水・排水処理施設（雨水、沢水及びゆう水又は破砕選別施設等によるもの）の設計書並びに図面を添付すること。

併せて、採取中に設置する仮設沈砂池の検討資料も添付すること（表面積、深さ、浚渫回数等）。

汚水・排水処理施設（洪水調整池）の設計に際しては、「林地開発許可制度」に基づく技術基準を準用すること。

汚水・排水処理施設（防災調整池）の設計に際しては、「防災調整池設置指導要綱」（土木部河川課）に基づく技術基準を準用し、当該地域を管轄する土木事務所に事前に協議すること。

(21) 汚水・排水処理系統図

前項(20)の施設すべてについての汚水・排水処理のフロー図面を添付すること。

なお、実測平面図にも概略を記載すること。

(22) 求積図は、次の図面とし、それぞれ岩石採取場の区域を記載すること。

- ① 岩石採取場の面積算出の根拠となる求積図
- ② 集水面積等の根拠となる集水区域図
- ③ その他

(23) 垂直残柱の強度計算に関する書面

坑内採掘を行う際には、垂直残柱の強度計算を行い、その計算を記載した書面及び図面を添付すること。

(24) 試鍾柱状

坑内採掘を行う際は、天板の厚さ、採掘幅、採掘高さ、採掘長さ、垂直残柱の幅及び水平残柱の厚さ等について記載すること。

(25) 大気汚染防止法に関する書面

大気汚染防止法第18条の3（基準遵守義務）の規定の適用を受ける者にあつては、当該基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面を作成すること。

また、様式第19号の4(1)に注意事項等を記入すること。

(26) 水質汚濁防止法に関する書面

水質汚濁防止法第3条の（排水基準）に規定する排水基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面を作成すること。

また、様式第19号の4(1)に注意事項等を記入すること。

(27) 公道に至るまでに私道を通行する場合

当該道路を通行する権原を有することを示す書面を添付すること。

なお、様式第21号の備考欄にその旨、記載すること。

(28) 岩石採取場及び破碎選別施設の状況を写した写真

写真の撮影に当たっては、採取場の全体が判別できるようにするとともに、採取場内については、切羽の角度、法尻の高さ及び採取予定の区域が判別できるようにすること。

変更又は更新の申請の場合においては、公道への接続にあたる出入口（周辺含む）、汚水・排水処理施設、洗車施設及び粉じん対策工作物等も併せて添付すること。

また、写真の撮影年月日を記載するとともに、撮影位置を示す図面を添付すること。

(29) 連帯保証契約書

採取跡地の整理を含む災害防止対策の完全履行について、知事が適当と認める団体又は2名以上の同業者等との間で取り交わした連帯保証に関する契約書の原本を添付すること。

併せて、2名以上の同業者等が別紙4に定める業者であることを証する許可証等の写し及び法人登記事項証明書を添付すること。

なお、知事が適当と認める団体等については、「連帯保証契約書について」（別紙4）を参照すること。

(30) その他知事が必要と認める書面

(1) ～(29)に規定した以外のもので、それぞれの認可を受ける採取場に特有の事項に関することを記載した書面等を作成し、添付すること。

例：周辺住民と取り交わした協定書、隣接土地所有者と取り交わした同意書 等